

令和5(2023)年度介護保険施設等に対する運営指導の実施方針

1 目的

介護保険施設等の支援を基本として、介護保険施設等が行う居宅サービス、施設サービス及び介護予防サービスの質的向上並びに介護給付及び予防給付の適正化を図ることを目的として運営指導を実施する。

2 実施方針

指定等の有効期間（6年）内に少なくとも1回以上実施することを基本とし、事業所の運営状況を踏まえながら、効果的な指導を行うため、実施頻度にメリハリをつけて事業所を選定し、実地で行う。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、高齢者の重症化リスクを考慮し、引き続きマスクの着用など基本的な感染対策を徹底した上で、確認項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な指導を実施する。また、事業所の感染状況に応じて、実施時期の延期など弾力的な対応を図ることとする。

(1) 実施周期等

- ア 指定有効期間内（6年間）に1回以上を基本とする
- イ 介護保険施設については、概ね3年に1回行う
- ウ 新設の介護保険施設は、設置後3年の期間に必要なに応じて毎年度行う
- エ ア～ウにかかわらず、苦情や内部告発が寄せられた事業所（ともに監査は要しないと判断される場合に限る。）に対しては、適宜運営指導を行う。

また、指導の結果、継続して指導を行う必要があると認められる事業所に対しては、継続して指導を行う。

(2) 監査への移行

運営指導により、以下に該当する状況を確認した場合は、「栃木県介護保険施設等監査実施要領」に定める監査を実施する。

- ア 著しい運営基準違反が疑われる場合
- イ 介護給付費等の請求に関して、不正又は著しい不当が疑われる場合
- ウ 高齢者虐待又は介護保険法に基づく人格尊重義務違反が疑われる場合

3 確認項目及び重点事項

(1) 確認項目

運営指導は、指導の標準化・効率化及び事業所の負担軽減を図る観点から、国が示した「介護保険施設等運営指導マニュアル」に定める「確認項目及び確認文書」に基づき実施する。ただし、事業所の人員、設備及び運営に関して疑義が生じる又は不正が見込まれる等、詳細な確認が必要と判断する場合は、これによらずに行うものとする。

(2) 重点事項

昨年度までの指導結果等を踏まえ、次のとおり特に確認すべき事項を定める。

① 利用者処遇

- ア 利用者の状況等を踏まえたサービス計画の作成、モニタリング及び計画の見直し
- イ 虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関する取組

ウ 事故防止、発生時の適切な対応、再発防止のための取組及び服薬管理

エ 苦情解決体制の充実・徹底

② 非常災害対策

ア 非常災害対策計画の見直し、訓練等による実効性の確保、地域との連携

イ 水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設に該当する場合は、避難確保計画の作成、訓練の実施、市町長への報告（避難確保計画・訓練結果）

③ 感染症対策

ア 感染症対策の管理体制の構築、感染予防対策の徹底

④ 報酬請求

ア 介護職員処遇改善加算等による賃金改善

⑤ 有料老人ホーム等に併設する事業所の運営

(3) その他

令和3年基準省令改正に伴い新設された指定基準のうち、令和6(2024)年3月31日まで経過措置期間である事項（業務継続計画の策定等）について、取組状況を確認し、必要な助言を行う。